

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1 趣旨

平成21年4月10日に策定された「経済危機対策」において、「母子家庭等への資格取得支援等」が定められたこと等に伴い、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（以下「母子福祉資金貸付金等」という。）並びに高等職業訓練促進給付金の充実を図る必要があるため、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の関係条文の改正を行うもの。

2 政令案の概要

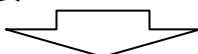
（1）母子福祉資金貸付金等の拡充

① 母子福祉資金貸付金等の利率について、以下のとおり改正する。

【現行】

- ・事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金（知識技能を習得している者、医療又は介護を受けている者に係るもの等に限る。）、就学支度資金
→ 無利子
- ・生活資金（知識技能を習得している者、医療又は介護を受けている者に係るもの等を除く。）、住宅資金、転宅資金、結婚資金
→ 年3%

※いずれの資金も保証人が必要



【改正後】

- ・修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している児童に係るものに限る。）、就学支度資金
→ 保証人の有無にかかわらず無利子
- ・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金
→ 保証人を立てた場合には、無利子
保証人を立てない場合には、年1.5%

② 母子福祉資金貸付金等を借りる者は、保証人を立てなければならないこととしていたところ、保証人を立てないことも認めることとする。なお、修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している児童に係るものに限る。）及び就学支度資金の貸付けについて、子が貸付けを受ける場合には、その子を扶養している者が連帯債務を負担する借主として加わらなければならないこととする。

- ③ 技能習得資金及び修業資金の貸付を受ける期間を知識技能を習得する期間中3年を超えない範囲としていたところ、5年を超えない範囲へ拡大する。
- ④ 都道府県等における母子福祉資金貸付金等にかかる事務費に充当できる返還利子等の割合を3分の2から10分の10へ引き上げる。

(2) 高等職業訓練促進給付金の拡充

- ① 支給額を以下のとおり引き上げる。
 - 非課税世帯 (現行) 10万3千円 → (改正後) 14万千円
 - 課税世帯 (現行) 5万千5百円 → (改正後) 7万5百円
- ② 施行日に現に養成機関において修業している者及び施行日から平成24年3月31日までの間に養成機関に入学し、修業している者について、支給期間を修業期間の2分の1に相当する期間から修業期間へ拡大する。

3 施行期日

- 公布の日から施行する。
- 母子福祉資金貸付金等の拡充のうち、(1) ①~③については、施行日以後の申請に係る母子福祉資金貸付金等の貸付けについて適用する。
- 高等職業訓練促進給付金の拡充については、施行日に現に養成機関において修業をしている者及び施行日以後に修業を開始した者((2) ②についてはその対象者に限る。)について、施行日の属する月分の給付金から適用する。

